

川北町 中学校運動部活動のガイドライン

1. 適切な運営のための体制整備

学校と教育委員会が連携し、生徒の健全な育成と教員の負担軽減を両立する体制を構築します。

① 活動方針の策定と公表

- ・教育委員会：国・県のガイドラインを遵守し、町全体の方針を策定します。
- ・学校長：自校の「部活動設置方針」を策定し、保護者等に周知します。
- ・顧問：年間および月間の活動計画（休養日を含む）を作成し、保護者・生徒へ共有します。

② 適切な指導体制の構築

- ・教員の数や専門性、働き方改革を考慮し、適正な数の部を設置します。
- ・部活動指導員や外部指導者の積極的な登用・配置に努め、指導の質の向上と教員の業務負担軽減を図ります。
- ・指導員等の任用に当たっては、体罰・ハラスメントの根絶、安全管理に関する研修を徹底します。

2. 合理的かつ効果的な活動の推進

限られた時間の中で、科学的根拠に基づいた効率的な指導を行い、生徒の資質能力を伸ばします。

① 安全管理と健康管理の徹底

- ・生徒の発達段階に応じた無理のない練習計画を立て、スポーツ障害の防止に努めます。
- ・熱中症対策：「熱中症予防運動指針」に基づき、暑さ指数（WBGT）等を活用した活動判断を徹底します。危険性が高い時間帯は原則活動中止とします。
- ・施設・設備の定期点検を行い、事故発生時の緊急連絡体制を整備します。

② 科学的トレーニングの導入

- ・指導者の経験則だけに頼らず、短時間で効果が得られる指導を行います。
- ・専門教諭や養護教諭と連携し、心身の成長期における特性について正しい知識を持ち指導に当たります。

③ コミュニケーションの充実

- ・指導目的を明確に説明し、生徒との信頼関係を構築します。
- ・指導の後には必ず適切なフォローアップを行い、生徒のモチベーション維持に配慮します。

3. 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒の睡眠、食事、学習時間の確保のため、以下の基準を厳守します。

① 休養日の設定

- ・週2日以上の休養日を設ける。(平日1日、日曜日を含む)
- ・週末に大会等で活動した場合は、翌週の平日に必ず振替休養日を設定します。
- ・年間で土日・祝日の休養日を52日以上確保します。

② 活動時間の制限

- ・平日：長くとも2時間程度。
- ・学校の休業日(土日等)：長くとも3時間程度。

③ 長期休業中の配慮

- ・夏休み等には、まとまった連続休養期間(オフシーズン)を設けます。

4. 生徒のニーズと地域連携

少子化に応える環境を整えます。

① 少子化への対応(合同部活動)

- ・単独での維持が困難な場合は、他校との合同部活動を検討し、生徒の活動機会を確保します。

② 地域展開の推進

- ・学校と地域が協働し、地域のスポーツ団体との連携による「地域クラブ活動」への移行・連携に努めます。

5. 参加大会の見直し

生徒および教員の過度な負担を避けるため、参加する大会・試合を精査します。

① 大会参加数の適正化

- ・勝利至上主義に陥ることなく、教育的意義を考慮して参加大会を厳選します。
- ・週末の遠征や試合が連続し、休養日が不足しないよう、年間の参加上限目安を検討します。

附 則

このガイドラインは、令和8年4月1日から施行する。